

令和5年度 第1回伊予市参画協働推進委員会 会議録

【日 時】

令和6年2月5日（月）9：00～10：40

【場 所】

伊予市役所4階 大会議室

【出席者】

伊予市参画協働推進委員会委員（8名）、

前田眞、武内英治、亀井慎滋、西岡京子、岡田有利子、
日野功、富田敏、片岡英富

事務局（6名）

伊予市長、企画振興部（向井功征）、

地域創生課（松本宏、関木浩司、城戸敬考、武智克弥）

傍聴者（0名）

【次 第】

- 1 開会
- 2 委嘱状の交付
- 3 市長挨拶
- 4 自己紹介
- 5 委員長及び副委員長の選出
- 6 説明事項
 - (1) 伊予市自治基本条例について
制定の経緯
条例解説
 - (2) 伊予市自治基本条例の施行状況について
- 7 その他
今後の予定について
- 8 閉会

【内 容】

（事務局）

時間より少し早いのですが、第1回伊予市参画協働推進委員会を開催させていただきます。本委員会は、審議会等の委員の公並びに会議及び会議の公開に関する規則に基づき、会議の傍聴と認めております。また、同規則に基づき、会議録を作成させていただきますので、会議中

の発言を録音させていただくとともに、記録用の写真を撮影させていただきますので、ご了承ください。

(異議なし)

なお、記録をする上で、会議中の発言につきましては、音声を拾いやすくするため、挙手をいただきましたら、事務局の方がマイクをお持ちさせていただきますので、マイクを通じて発言していただきますようお願いいたします。今日は、傍聴者はございませんでしたので、ご報告させていただきます。

(事務局)

それでは、委員に選任させていただきます8名の方に委嘱状の交付を行います。お1人ずつお名前をお呼びいたしますので、その場にご起立いただきまして、市長から委嘱状をお受け取りください。なお、お名前につきましては順不同にて読み上げさせていただきます。

(委員8名の委嘱状伝達)

(事務局)

続いて、武智市長よりご挨拶申し上げます。

(市長挨拶)

皆さん、明けましておめでとうございます。おはようございます。本委員会の委員の委嘱について快諾いただきましてありがとうございます。この、伊予市参画協働推進委員会というのは、最高規範でもございますところの伊予市自治基本条例の中で、設置が定められております。余談ですが、私が市議会議員の時に、正直言ってこれは作らない方がいいよって言った。本当にできるのかと疑問であった。最高規範ということは、それをその辺に書いた文字にならないよってということにしなければならぬ。結果として、当時、過半数の賛成を得て可決された条例でございますので、制定されたからには、我々もしっかりその意向に従って動いてきましたけれども、目指すべき参画と協働というのは、言葉にするのは簡単ですけども、本当に難しいものです。合併した際に約4万1000人いた市民が、今現在約3万5000人ちょっとなくなってしまいました。住民自治組織としても未だに「住民自治されだに」だけとなっています。エリアによっても、現在、それぞれの施策を講じてはいますけど…。私の心配事としては、今日、8時15分に、市職員3名を輪島市に派遣をいたしました。今でも、100人名の方が亡くなり、多くの方が避難されているということで、地震が起こった際に命を助けることが、まず第1優先であります。その生命線といわれる72時間も経過し、今はどういう状態か確認することと、生きるすべをどう対処するかという状態となっています。おそらく被災者の方々においては、かなりも心もやられてると思いますけれども、100人いれば100人の考え方、価値観があり、それぞれの思い出の中で、誇りたいという気持ちもあるかもしれないけど、それぞれの被災者の気持ちを察してあげながら、しっかりとサポートをして、被災地の

支援を頑張っていたきたいと思えますということを伝えました。職員には、あなた方は、是非とも支援をする傍らで旅人であるため、地元の市役所職員の方もリスペクトをするような話も被災者の方にも言っていただいくださいというようなことを言いました。ご存じのとおり、9月1日、防災の日ですが、これは、今から100年前に関東大震災の教訓をしっかりと胸に刻むための防災の日です。大震災から100年が経過し、今年の元旦の16時10分に再び今回の地震が起きました。この愛媛県においても、今年、起こるかもしれないぐらいの危機感を私は今持っています。そのために、今その準備するものは何か。寝袋なのか、水なのか、ユニットハウスなのか、色々と模索していますが、先般、総務部長に言ったのは、せめて、来年度の当初予算は間に合わないかもしれないが、衛星電話を5機ぐらいは持ってないと、携帯電話もラインも繋がらないという状態になる。その時に指揮系統がどうなるかっていうのは、しっかり考えないといけないという話をしました。北海道胆振東部地震の際に町長さんが言われていましたが、光回線も切れてしまったが、中継局があったおかげで、無線を飛ばすことができ、一般通信もできたということも聞きました。また、もっと広域的には、中継局すら倒れてしまう可能性があるため、そういった、非常時に対応する電波で連絡ができるようにしておくことも大切であることを感じています。今、お話ししたのは、あくまでも公助の部分で、私が頻繁に言っているのは、自助と様々なコミュニティ形成を進める中で共助をよろしくお願ひしますと言っています。平成28年、総合計画に掲げてきてからは、誰1人置き去りにしないコミュニティ形成の中で、様々な場で、自治基本条例を定めた中でどうしたらその3万人が維持できながら、この伊予市が未来に繋がっていくのかということ、真剣に、平成28年から職員一丸となって考えています。そのために、様々な魅力の発信のために今までしてきましたところ、その種がいろんなところで咲いてます、もうすぐ、有効な施策も出てくるはずだと信じていますが、それだけじゃダメだと思われます。高齢者の方々がこの伊予市を終のすみかにしてよかったですと思っただけいたり、子どもたちが笑顔で学校に行けるか、現役世代の方が生きがいを持って働ける、そういった環境づくりと魅力がリンクしないと、3万人が住み続けられることは、夢のまた夢となってしまうといったことも含めながら考えています。この委員会は、伊予市の中でも最高位に当たる委員会だと私は認識をしておりますので、どうか、忌憚のないご意見も承りながら、実りあるビジョンを作っただけいただけますようお願ひします。今年は辰の年ですので、非常に怖い年なんで、委員の皆さんにおかれましては、どうか、今まで以上に、身を引き締めていただけますようよろしくお願ひいたしますということでご挨拶にさせていただきます。私も、この後、10時半までは、会場にいらさせていただきます。ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、今回、初回ということもございませうので、お1人ずつ簡単に自己紹介をよければお願ひできたらと思ひます。順番ですが、よろしければ●●委員からよろしくお願ひします。事務局は、委員の皆様のご自己紹介終了後に簡単にさせていただきますと思ひますので、よろしくお願ひいたします。それでは、よろしくお願ひいたします。

(委員全員のご自己紹介)

(事務局)

続いて、事務局の方から自己紹介させていただきます。

(事務局全員の自己紹介)

(事務局)

それでは、自己紹介も終わりましたので、本日お配りしております資料の確認と、委員会の説明をさせていただきます。最初に資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。最初が会の次第でございます。続いて、2つ目の資料としまして、伊予市自治基本条例の冊子(カラー)でございます。その次に、伊予市参画協働推進委員会の規則というものをつけさせていただきます。その次、自治基本条例の解説付きの資料になります。次に自治基本条例の答申書と合わせて令和元年度の検証結果の報告書というのを参考資料としてつけさせていただきます。次に、自治基本条例の施行状況調査票というものを、A3で4ページにわたってお配りさせていただきます。最後に、伊予市協働の指針というこちらも令和元年の12月に策定したものなんですけども、こちらの冊子を本日、配布資料としてお配りさせていただきます。資料が揃っていないらっしゃらない方、いらっしゃいますでしょうか。

(事務局)

資料がかなりたくさんありますので、1つずつ、ご説明させていただきながら、ご紹介させていただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。次に、当委員会について簡単にご説明させていただきます。お手元の伊予市自治基本条例の冊子をご覧ください。こちらにつきましても、自治基本条例をできるだけ分かりやすく作成したパンフレット(冊子)になります。冊子の1番裏面、5ページ目になるんですけども、ご覧いただけたらと思います。条例の第26条にございますように、市民の参画と協働に関する次の事項を調査協議するために設置されるものになります。調査協議内容につきましては、1、この条例の施行状況及び実態把握に関すること。2、この条例の見直しに関すること。3、その他市民の参画と協働の推進に関すること。以上の3つでございます。また、同条の3項につきましては、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項につきましては、別に定めると記載しておりますけれども、それにつきましては、お手元の資料の1つなんですけど、参画協働推進委員会規則が記載されています資料をご覧ください。規則の第2条には、組織について記載しております。当委員会は、市民団体の関係者や公募による市民など8名以内で組織されることとなっております。今年度、広報誌及びホームページで広報による市民の方を募集させていただいた結果、市民公募としまして、先ほど、自己紹介の中でもありましたけれども、日野委員様にもご就任いただきまして、今期の委員につきましては、全8名のメンバーにて、実施させていただくようになっております。次に、第2条の2、委員の任期についてですが、委嘱の日から、翌年度の3月31日までとなっております。本日、ご就任いただきました皆様には、来年の3月31日までの任期の期間、お力添えのほどよろしくお願いいたします。また、第3条の委員長、副委員長の選任につきましては、この後、委員の皆様で、互選していただきたいと思っております。合わせて委員の報酬についてご説明いたします。

市の審議会等におきましては、伊予市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例がございまして、こちらにつきましては本日、資料の用意はしておりませんが、委員の皆様へ報酬をお支払いするようになっております。委員の皆様への報酬としまして、日額5,700円ということでお支払いの方をさせていただきます。以上、簡単ではございますけれども、委員会の趣旨及び組織についてご説明させていただきました。

(事務局)

続きましてですね、委員長及び副委員長の選出を行いたいと思います。伊予市参画協働推進委員会の規則の第3条に委員会には、委員長及び副委員長をそれぞれ1名置くということになっており、委員の互選によって定められるものとなっております。

委員長及び副委員長の選任につきまして、各委員の皆様、ご意見等がございましたらお願いできればと思っております。立候補していただいても構いませんし、自薦、他薦も可能ですので前向きにご検討いただけたらと思います。初回で、自分が委員長になりたいという方もいらっしゃるかなと思ったりしてるんですけども…。

(●●委員)

事務局に一任します。

(事務局)

事務局案というご意見をいただきましたけれども、その他ございますか。

(事務局)

特にないようですので、よければ事務局の方で、この方がどうかなっていう方のお名前申し上げさせていただこうかと思います。例えばなんですけども、現在、伊予市の審議会であったり、各種委員会なんかにも数多く携わっている方で、幅広い知見なんかもお持ちということで、前田委員さんは、適任かなと思われそうですがいかがでしょうか。

(委員)

異議なしです。

(事務局)

前田委員よろしいでしょうか。

(前田委員)

はい。

(事務局)

ありがとうございます。そうしましたら、続いて副委員長の方を選任したいと思います。ご意見

等ございますでしょうか。

(事務局)

もしないようであれば、勝手ながら事務局の方で事務局案の方を申し上げさせていただこうかと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(事務局)

そうしましたら副委員長についてなんですけども、前回の委員長にもなっていておまして、幅広い知見なんかもお持ちの武内委員は適任かと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

異議なし。

(事務局)

武内委員、よろしいでしょうか。

(武内委員)

はい。

(事務局)

ありがとうございます。そうしましたら皆様のご承認もいただきましたので、前田委員長、武内副委員長、前の席に移動をお願いできればと思います。

(座席移動)

(事務局)

ありがとうございます。前田委員長、武内副委員長、突然の事務局側の提案にも関わらず引き受けていただきましてありがとうございます。せっかくですので、就任にあたりまして、代表して前田委員長に一言だけご挨拶いただけたらと思います。

(前田委員長)

委員長に就任させていただきました愛媛大学の前田です。先ほど資料を見てましたら、武内副委員長が前回の委員長だったので、そのままやっていただいてもいいのかなと、今、気がついてしまいました。地域づくり組織等についてはですね、先ほど、松山市の関係であるとか、西予市で今新しい取り組みをされてたりするとか、あるいは、西条市の小松という、新しいグループの立ち上げ等

に関わらせていただいていたというのもあってですね、今回のあの作業の推進についても、進行役を務めさせていただきながらできていけばいいかなと思っています。つたない進行になると思いますが、皆さまのご協力を得ながら、円滑に進めていけたらいいかなという風に思っていますのでよろしく願いいたします。

(賛同の拍手)

(事務局)

ありがとうございました。それではですね、参画協働推進委員会規則第4条に基づきまして、これより前田委員長に議事進行をお願いしたいと思っております。前田委員長よろしく願いします。

(前田委員長)

それでは、議事の進行をしていきます。今日は説明事項ということで、事務局の方から説明が中心になるかなと思いますが、皆さんの忌憚のないご意見も含めて、共有できたらいいかなと思っています。まずは、自治基本条例についてということと、基本条例の施行状況について説明がありますので、聞いていただければいいかなと思います。早速ですが、次第の説明事項の自治基本条例についてということで、事務局の方から説明をお願いいたします。

(事務局)

本日、第1回目ということもございまして、条例の記載している事項等のご説明をさせていただくような形となります。前回から関わっていただいております委員の皆様につきましては、同様のことを説明することになりますが、振り返りということでご確認いただけたらと思います。先ほどご説明させていただきましたとおり、本委員会の設置目的としましては、自治基本条例の施行状況及び実態把握に関すること。この条例の見直しに関することという、大義名分がございまして、この条例の制定に至るまでの経緯と、本条例の各条の解説につきましてご説明させていただきます。まず、制定の背景につきましてご説明させていただきます。平成12年の4月、地方分権一括法が施行され、国と地方の役割を見直し、国から地方に権限委譲を行うことで、地方が個性を生かした地域づくりができるようになりました。当然のことながら、自治体は権限を持つことによって、これまで以上の責任を持って地域づくりに取り組む必要性が生じることとなっております。この地域独自のまちづくりが自治基本条例につながってまいります。自治基本条例とは、地域課題への対応やまちづくりを誰がどんな役割を担い、どのような方向で決めていくかを文章化したもので、自治の仕組みの基本ルールを定めたものです。分権推進によって、地方自治体は、自律的な地域づくりの主体となる役割を担うことになりました。また、NPOであったりボランティアなどによる地域活動が様々な分野に広がり、公共のサービスは行政がすべてを受け持つという時代は終わったかと思われれます。市民と行政がより良いパートナーシップを築きながら、それぞれの役割分担のもとで、その責任を果たしながら、協働のまちづくりを進めていくことが求められるようになりました。本市の状況としまして、そのような中、本市におきましても、合併後の新市において、新市のまちづくりの手法として、参画と協働の推進を掲げ、新しい住民自治のあり方であったり、自治基本条例

を検証することとなりました。本市の条例制定の背景につきましては、お配りしております、伊予市自治基本条例の冊子を開いて1ページ目の左側に自治基本条例のQ&Aというところに記載しておりますので、よければまたご覧いただけたらと思います。伊予市合併協議時の新市の建設計画であったり、新市のまちづくり構想について、まちづくりの手法を定めるために、また、住民自治を制度として位置づけるために、条例の制定を明文化していることから、自治基本条例の制定が必要になったと記載されております。また、条例施行によりまして、行政運営上の様々な制度を明確に位置付け、体系化するとことで、効率的、計画的な行政運営が可能となるとともに、市民と行政の役割分担について、共通理解を深める基礎となることが記載されております。市の取り組みとしましては、合併後間もなくなんですけども、平成17年の10月より総合計画策定審議会参画協働分科会を設置しまして、公募市民、学識経験者、市議会議員等による検討を始めました。平成18年からは、市の自治基本条例を制定するにあたって、基本理念や市民等の役割と責務について順次検討をしております。その後、継続して分科会を実施するとともに、市民アンケートや、意見公募手続きなどの市民の皆様からの意見をいただきながら、平成21年の9月25日にこの条例を制定し、平成22年1月1日から施行の運びとなりました。令和元年には、本条例の見直しが審議され、現在の社会情勢にも適用していること、また、本市の取り組みもおおむね実施中であること、今後も継続すべき内容であることから、見直しは必要ないという判断する答申がなされております。また、条例の見直しに携わっていただきました委員の皆様には、協働について、市民の皆様への認知度を高めることと、市民と行政が手を携えて、協働によるまちづくりの一層の推進を図るために、伊予市の協働の指針という本日お配りしております資料ですが、作成させていただいております。以上が自治基本条例制定の背景とその後の経緯になります。

(事務局)

続いて、条例解説に移ります。お配りしております資料のうち、伊予市自治基本条例の解説付きになっております資料をご覧いただけたらと思います。この解説につきまして、条例制定当時に作成された資料であるため、一部、現在の内容と、相入れない部分がございますがご了承願います。また、全ての説明をしますとだいぶ時間もかかってしまいますので、重要な部分のみご説明をさせていただきますので、文字が小さくて見にくいんですけども、資料の方をご覧ください。まず、前文になるんですけども、この条例の制定の由来、経緯とその基本原理を述べたものであり、条例の基本理念を宣言し、明らかにするものです。中段からですが、読ませていただきます。第1条の目的としまして、この条例が目指す目的、つまり、条例の推進を図ることで個性豊かで活力ある地域社会を実現すること、それとともに、現在だけでなく次世代にも託されることを謳っております。なお、自治の基本理念は第4条に、基本原則は第3、第3章と第4章に規定しております。第2条が最高規範性というところで、本市が定める例規の最高規範として位置付けられることを定めております。法律等の上位法の範囲内で定められる本市の条例ですけれども、この全てにおいて、この趣旨に基づき、制定や廃止の手続き、また運用がなされなくてはならないことを定めております。第3条が、定義について、この条例で使用される用語のうち、共通認識をしておく必要がある重要な用語として4つの用語を定めております。特に、住民自治の根幹をなす市民については、本市に関わる全ての個人や団体がたし対象となることを定めております。第4条が自治の基本理念につい

て記載しております。この条例の全文や第1条の目的を達成するための自治の基本理念、つまり、こうあるべきという根本的な考え方を示しております。次に、第2章になるんですけれども市民の権利並びに市民、市議会及び執行機関の責務についての記載がございます。第5条から第11条が第2章になります。第2章では、市民、市議会、市長、市職員の果たさなければならない責務について謳われております。第5条が市民の権利というところ、この条例の目的である自治の進展を図るため、市民が保障されるべき基本的な権利を定め、条文化すること確認を行っております。第6条が市民の責務、この条例の目的である自治の進展を図るため市民が果たさなければならない責任について定めております。第5条の市民の権利に対応しております。続いて、第9条、こちらが市長の責務について記載がございます。この条例の目的である自治の進展を図るため市長が果たさなければならない責務。市政運営の明確化であったり、行政活動の目的と活動内容等の公開、市民や市議会に対する市政運営の状況説明、的確な組織管理の遂行及び職員の人材育成について定めております。市長は、執行機関の1つであると同時に、市民から直接選挙で選ばれた市の代表者であることから、市長以外の執行機関とは区別しております。続いて、第3章になるんですけれども、市政の運営の原則について記載がされております。こちらにつきましては第12条から第19条が第3章となっております。第12条が総合計画についての記載です。伊予市自治基本条例の制定当時、地方自治法により総合計画策定の義務がありましたけれども、平成28年の8月1日の地方自治法改正によりまして、その義務は廃止となりました。しかし、本市のまちづくりのためには、この総合的かつ計画的、効率的な行政運営を進めるために必要不可欠であることから、引き続き、自治の基本理念に即した総合計画を策定することとし、計画の進捗管理であったり、総合計画に基づく行政分野ごとに計画の策定を行うこととしております。第14条が行政評価ということで、行政評価とは、執行機関が行う施策であったり、政策事務事業について、市民にとっての効果とは何か、当時期待した通りの効果は上がったかなど、妥当性、有効性、効率性の観点から検証を評価し、事務改善や計画の見直しの判断材料とし、より良い行政運営を図る手法になります。市は、行政評価を実施するとともに、その過程において市民からの意見を徴収したり、成果の達成度を公表することで、透明性と客観性を確保し、市政運営の向上を図らなければならないと規定しております。続いて、第16条が説明責任というところで、まちづくりにおいて、市民の意見の提案、反映、参画もなんですけれども、市政等への協力、協働を推進するためには、執行機関が施策立案にかかる経過やその内容、効果等について市民に説明する責任があることを規定しております。市の説明責任の責務がまっとうされることにより、市政に対する市民の理解と信頼を深めることが可能となります。続いて、第18条の意見等への対応というところで、執行機関は、市民の市政への参画を促すため、意見公募など手段により市民の意見や提案、要望、苦情などに対しても的確かつ誠実に対応しなければならないことを規定し、その対応のための手順及び体制を整備しなければならないことを規定しております。続いて第4章に移らせていただきます。こちらにつきましては、第4章は、参画と協働の原則というところを記載させていただいております。第20条、参画と協働というところで、自治の推進を図るため、市民の市政への意見の提案、反映である参画とまちづくりのための市民と市が協力して行う協働を、相互の理解と信頼に基づいて、市全体で取り組むことを明らかにしております。21条が、意見公募手続き制度についてです。意見公募手続き制度とは、行政が施策などの意思決定を行う前に、広く市民からの意見を募り、意思決定に反映することを目的とした制度にな

ります。市民の市政への参画と共同を保証するために必要となる意見公募制度について記載しております。条例制定に関するもの以外にも市民生活に直結し、重要な影響を与えるものや事務事業、評価などが対象となりまして、募集した意見については、市のホームページであったり広報誌などで公表しなければならないことを規定しております。第22条が審議会の運営についてです。審議会等の委員の公募について規定しております。審議会は、執行機関の要請に基づき、審議、審査等を行います。参画と協働の理念に基づき、その過程で市民の意見を反映するため、公募委員を選任することや、会議や会議録を公開しなければならないことと規定しております。伊予市においては、審議会等の委員の公募並びに会議の会議録の公開に関する規則を定めております。第23条が住民投票についての記載です。住民投票に関する基本的な考え方をこちらの方では定めております。この住民投票とは、憲法や地方自治法で定める住民投票ではなく、条例によるものです。住民投票とは、間接民主制度を補い、多くの住民の移行を直接把握するためのもので、市民参画の制度を保証する仕組みになります。住民投票による結果は尊重されなければならないことを規定しております。なお、伊予市において、本制度は設置されておられません。続いて、第5章住民自治について記載しております。第24条には住民自治組織とは、第4条の自治の基本理念に定める多様な地域特性を生かしたまちづくりを推進するため、市内において協働意識の形成が可能な一定の区域の住民を単位として、地域のことを地域自らが決め、それを実行するために組織された団体のことであるという風になっておりまして、本条において市は、住民組織の形成に対する一財政的及び人的支援を行うよう求められる一方で、住民と自治組織については、自らが行う公共的活動の計画を策定することや、この計画が公表されることを求める規定となっております。伊予市においては、住民自治活動支援規則というものを定めております。第25条が、協働推進拠点ということで、主に住民自治組織などの形成や計画作りを支援し、活動を保管し、情報を提供するための拠点とする自治支援センターを設置することと規定しております。当市においては、伊予市協働推進拠点設置条例というものを定めております。第6章が推進体制ということで、第26条、参画協働推進委員会ということで、参画と協働に関する事項を調査、協議するための推進体制について基本的な事項を規定しているものになります。先ほどもご説明させていただきましたけれども、本市においては伊予市参画共同推進委員会規則というものを定めておりまして、こちらに基づいて実施しております。最後、第7章のその他についてなんですけれども、第28条としまして、情勢への適応、この条例が本市の市政運営の基本ルールとなっていることから、情勢の変化に適用するように見直しを求め、見直しをする期間として5年以内というものを設け、市の施策も本条に基づき必要な措置が講じられるよう規定をしております。以上、自治基本条例の制定の経緯と本条例の説明と解説とさせていただきます。繰り返しの説明とはなりますが、本委員会の開催の趣旨については、本条例の施行、施行状況であったり実態調査に関すること、本条例の見直しに関することをご審議いただくこととなりますので、本条例の制定の経緯から、各条の解説につきましてご説明をさせていただいた次第でございます。次回以降の委員会におきましては、他市町の事例や現状の内容の確認等もご審議いただけたらと考えております。また、本日、自治基本条例における本市の施行状況についてもお配りさせていただいております。こちらについても、次回以降の会の場で、参考にさせていただきながら、審議していただけたらと思っております。以上で説明の方を終わらせていただきます。

(前田委員長)

ありがとうございました。今の事務局から説明です、もう少しここを聞きたいとか、えー、ここは実際にはどうなのかというところがもし質問とかご意見等あればさせていただければと思います。いかがでしょう。

(●●委員)

初めてなんでわからないところがあるので、申し訳ございません。この条文をこの委員が、少しずつ条文を見直していきましようという内容とお聞きして、すでにもうこれ5年経っていますが、5年経ってた中で、例えば市民とか他の会護だとかって言えば、いろんな会議がありますけど、そちらからのこの意見は無しみたいなことは、事務局の方に届け出はないんでしょうか。あるいは、そういう風な PR 活動や広告活動はされて、この条例をこんな風にしたらいのにといい話であったり、この委員だけじゃなくて、もう事前にはなかったのでしょうか。

それと、もう1つは、今、委員長がおっしゃられた通り、この中で、委員8人の中でこの条例を1つ1つこう見直していく、マッチしてるかどうかをチェックしようという趣旨なんですか。この委員8人でやられると、委員の皆さんがよく知ってる方はいいんですけど、本当はもう少し、市民の人たちが、色んなことをこのこのこと知ってるのかどうかも含めて、この条例を読んでみて、こんな素晴らしいことやって、すごいこと決めてるなど思ったんですけど、これを、市民の人とか、例えば、あの町内会だとか、PTA とかなんかの会合だとか、商工会議所等そういったところからのこれに関する意見を聞く場や方針があったら聞かせてほしいなど思ったんですけど。

(前田委員長)

こういった動きに対して、各団体からの要望だとか、こういう人だとか含めて、あったかどうかなどについて、事務局の方で分かればお話いただければいいかと思いますがいかがでしょう。

(事務局)

ありがとうございます。●●委員がおっしゃられた通り、今まで、この委員会以外の場でこういった条例の解説、改正であったり見直しを幅広く市民の方とかに求める場というのは特段設けていなかったというのが実情になります。そういったご意見も踏まえて、市民の方等に幅広く意見を聞く場ってというのはもちろん必要になってくるかなと思っておりますので、今回の見直しの時期にはですね、そういったことも合わせて検討していきたいという風に考えております。

(前田委員長)

ありがとうございます。委員会の目的が、条例の見直しだけではなくて、住民自治をどう進めていくのかという風なところの、推進役といいますか、背中を押すような役割もあるのかなという思います。そういう意味では、現在の課題等も踏まえながら考えていくことって大事なのかなと思います。

(事務局)

先ほどのご質問の補足をさせていただければと思います。伊予市では、2年に1度、市民満足度調査と言いまして、基本計画、総合計画がどのように進展しているかだとか、個別の案件につきましまして、市民の皆さんにアンケート調査で意見を聴取するっていうことを実施しています。前回、令和4年度にこの調査をしおり、その時に自治基本条例の浸透っていうところについて項目で挙げさせていただきました。その結果としてほとんどの方が知らないという結果となっている。ごく一部の方が知っているぐらいでして、全体で500件ぐらいの回答のうち、約360件は知らない、興味がない回もございましたが、知っているって明確に答えられた方は6人っていうことなので…。これまで、この自治基本条例についてですね、市民の皆様方に、なかなか情報を提供すること自体がなかった、そういうところちょっと反省点としてございます。今回のこの委員会の中でどうやって周知していくか、それから、どのように意見聴取をしていったらいいのかということも含めて、ご意見とかを頂戴できたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

(前田委員長)

ありがとうございます。どう改善するかもこの会で拾っていきいけばいいかなと思います。

(●●委員)

個人の方がこのことに関して意見を一緒にするのは、私もそうなんですけど、非常に難しい。条例の内容としては素晴らしく出来上がってると思われま。ここから、どこが欠けているか等を考えるのはなかなか難しいですよね。(冊子をみながら)事務局の方でこういう風な条例を分かりやすく絵を書いて表していただいてわかりやすい。こういった絵を使いながらアンケートを実施するいいのですが。対象者についても老人クラブであったり、PTAであったり小学校の会議であったりするんですけど、そういう方々が意見をしやすいかなとか思いますので、そういった方にちょっとそういった方にアンケートを取った方がいいのではないかと今のご意見聞いて、やっとわかりました。すいません。

(事務局)

気になることがあったり、色んなもの意見を目安箱という方法でいただいており、市民の意見については真摯に対応しています。

(前田委員長)

ありがとうございました。いろんな手段を講じて市民の意見を集めるというか、求めていくような手段をやっていく必要があると思われま。本来はやはり、その実効性と言いますか、本当に動くためのこれから活動に繋げていくための進めていくための糧になっているかどうかみたいなものを問題も含めて考えていかないといけないと思います。

(●●委員)

任期が来年の3月末ということなんですけど、先ほどの話で、かなり内容的にあると思われま。どのぐらいの頻度で会議が開催されるかというのはありますか。

(事務局)

ありがとうございます。また、後ほどご説明させていただく予定ではあったんですけども、今回、予定としまして事務局の方で考えている目安としましては、前回の令和元年の見直しが12月末の答申ということでしたので、前回と同様の12月末ぐらいを目処にスケジュールを考えています。委員の皆様につきましてははですね、ご負担をおかけするんですけども、今年度に第1回目を終わらせていただいた後に、年度初め、4月、5月には、第2回目を開催させていただきまして、その後、秋ぐらいまでを目処に3回以上の委員会を開催しながらも、併せて、勉強会であったり皆様からご意見をいただきながら進めていけたらと考えております。

(前田委員長)

勉強会、研修会っていうのは、このメンバーということになりますか。もう少し幅広いものになりますか。

(事務局)

そうですね、今想定しているのは、やはり、委員の皆様以外の方にも、よければご意見等をいただきながら進めていくのがいいかなという風にも考えておりますので、参画協働推進委員会としての場っていうのは、今のところ3回程度という風には考えているのですが、それ以外にも、委員様の方にも、一緒に参加していただきながら、条例の見直しも含め勉強会なんかも開けていけたらいいかなという風に考えております。

(前田委員長)

はい、ありがとうございます。今後のスケジュール、予定についても前倒しで説明いただきましたけれどよろしいでしょうか。

(前田委員長)

これから条例の施行状況についてのお話もあるので、一旦それ聞いた後に、もう一度、意見交換の場にしたいなと思っておりますがよろしいですか。事務局から、この状況の説明お願いいたします。

(事務局)

続いて、伊予市自治基本条例の施行状況調査について説明をいたします。資料はA3の資料をご準備ください。これは、自治基本条例の条ごとの行政の取り組みについてまとめたものとなります。こちらは、庁内の全課を対象に調査した令和4年度の実績となります。文字が小さくて、大変申し訳ないのですが、この表の見方としましては、一番左側から条例の「章」の項目でございますが、これは条例の第1章の総則から第7章のその他までの分類で分けております。続いて、「条見出し」と「条」と「項」の項目でございますが、第1条から第28条ごとに分け、また、「項」によりさらに細分化しております。続いて、「規定内容」につきましては、細分化された項目ごとに、内容について、分かりやすく記載しております。続いて、「課名」は、回答があった課名を記載していま

す。続いて、右側に見ていただくと「具体的施策とその内容」、「実績」、「実施状況」となっております。この表について、各課からの報告となっておりますが、全ての事業が網羅されているものではないことを報告いたしますとともに、今後、継続して本委員会に報告していく内容であることから、内容を充実させるため各課へ引き続き協力依頼を行ってまいります。次回以降の会において、活用できればと考えていますが、本日は参考にお配りさせていただきました。本条例は、説明をしましたとおり、全市民や関係団体、及び、議会や行政など本市全体に関わるものであります。28条には、施行から5年を超えない期間ごとに、各条項が、本市にふさわしく、社会情勢に適応したものかどうか検討するものとするとの記載がございまして、令和6年度には、検証結果を報告する予定としております。来年度には、見直し作業の方向性について審議していただき、令和6年度の秋ごろには、案を作成し、意見公募を行い、結果を報告していきたいと存じます。見直し作業についても、アンケート調査や市民や有識者による検討会など様々な手法があると考えられますので、先進事例や実例等を参考にしながら、その方向性を決定したいと考えておりますので、委員の皆さまのご協力をお願いいたしく存じます。以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

(前田委員長)

ありがとうございます。施行状況の結果が出てきましたが、これを今後どう考えていくかというのは、これを使って委員会にて議論をしていくことになるのかなと思います。今日は、その前段階ということで細かな説明はないんですけど、こういう資料を使って見直さないといけないところは何なのかとかの議論ができるのではないかと思います。皆さんの方から、この点についてちょっと気になる項目があれば、聞いていただければと思いますが…。

(前田委員長)

条例ができてから15年以上経って、まだ、1団体しかできてないとかっていうなことがあり、住民自治をどう進めていくのかみたいなことであったり、市民との協働みたいなものがどういう形で進んできてるのかも含めて、確認しながら話になっていくかなという風に思います。傷跡に塩をすり込むような話じゃなくて、なんか建設的にこうしたらいいよねっていう風な方向のお話し合いをできたらいいかなという風に思ってます。是非、そういう意味では、忌憚のないご意見を出してもらいながら進めていけたらいいかなという風に考えていますが、皆さん、いかがでしょうか。ちょっとまだ雲をつかむようなところもあって、意見自体をこう出しにくい面もあるのかなとは思いますが…。

(前田委員長)

すいません、事務局の皆さんに聞くべきことではないのかもしれないと思うんですが、できてからもう長い時間が経過し、組織としては1団体しかない。他のこういう動きみたいな種があって、それが今後、背中を押すというか、加えることによって、そういう組織がこう立ち上がって、各住民の皆さんが、自治というか、自らのこと取り組むような可能性みたいなもの、そういうものはこう少し感じるようなところがあるのかどうか教えていただきたい。逆に、参加している委員の皆さんで、自分たちの地区もこんな動きがあるみたいなのも含めて、少しお話いただけたらありがたいな

と思うんですが、いかがでしょうか。

(事務局)

失礼します。合併後、双海地域の方でも組織の話があり、4年間かけて意見聴取をしました。実際に、下灘地区において、各広報委員さんに集まってもらい、各集落から、3名ずつ委員を出してもらって、勉強会をしていった経緯もございます。ただ、なかなか、誰が主体的にやるのかっていうようなところでまとまりにくかったのが正直なところなんです。地域の課題を持ってる人は、たくさんいらっしゃるって、何かしたいよねという話があります。ただ、それが全員で、オールプレイヤーでやるっていうことの難しさっていうのを皆さんが感じている中で、じゃあ、やれる人間だけやってみようっていう風な動きができたのが、「まちづくり学校双海人」という団体でした。そこでは、自分たちの課題、自分たちがやってみたいことを自分たちにやってみようっていう考え方で活動をしてきましたけれども、その団体も、自分たちのやりたいことがある程度ができてきたので、今は、活動が少しずつゆるやかになっているかなっていうところもあります。一方で、●●委員さんたちのように、なかやま十彩会のような中山地域のメンバーが集まったりする活動や、●●委員さんたちの本を通じた活動、●●委員さんたちのビーチクリーンの活動としてごみ問題をなんとかしようという風に市民活動の目は少しずつ育ってきてますし、昨日は、がんばる地域コミュニティ応援事業という活動にて、市民の活動が、どこまで横のつながりを持って活動できるのかっていうようなところも踏まえて取り組みをはじめたりもしています。そういった中で、やはり、リーダーの育成も急務になってきてて、人材育成も大事であるところを認識しています。今は、事務局からもありましたが。翠小学校校をターゲットに集落支援員制度を活用して、地域の皆さんと一緒にそういう風な組織ができないのかなというところで、話し合いを進めております。●●委員さんが関わっている「住民自治されだに」についても、住民がいろんな議論を重ね、いろんな経過を経て今も活動をされておりますし、次の団体ができるような育成支援も行政としてもしていく必要があるのかなと思っています。一方では、認可地縁団体の登録が、伊予地区を中心に行われております。明らかにそれは法人組織ですので、それぞれの集落の皆さんが合意形成をもって、地域運営に関わっていただいております。そいって認可地縁団体の中で、それぞれの集落ごとで活動が進んでいる実態もございます。どういった形で、地域のみなさんが、自分たちの住んでる地域をどうしていきたいかっていうようなところの気運情勢を高めていくっていうのも大事なのかなと考えております。単位でいいますと、小学校区ごとでっていう話もありますけども、校区も大きさが全然違っていて、郡中校区のような大規模校区もあつたりしますので、そういう面で言うと、伊予地域では、集落単位の支援団体を活用した組織運営、また、双海、中山地域の方では、校区単位も視野にしなければ人口の規模もありますので、そういった面も考慮しながらですね、検討していければなという思いがございます。

(前田委員長)

ありがとうございます。住民自治の形が、様々な形があるかもしれません。

(●●委員)

すいません。質問なんですけど、確か、この住民自治組織が立ち上がった時、おそらく17、8年前だと思えるんですけども、その当時、私はあの南崎（大平）地区に住んでいるのですが、その当時の公民館の担当者から、いずれ公民館なくなりますよとか、そういった話をしてたんですね。だから、その公民館の運営ができなくなるので、地域の人たちがみんなやっていけないといけませんよみたいな話をされたことがあったんですよ。今後は、そういう形になるんでしょうか。現在の公民館は、伊予地域と双海、中山の公民館の形ってちょっと違うじゃないですか。我々、地域住民はかなり公民館に頼ってる形があるんですよ。でも、そういうのがいずれはなくなるという話を聞いた時に、もう20年近く前の話になるんですけど、すごく不安になったんですよ。だから、どういう形になっていくんだろうと思いつつながら、我々としては、ずっと公民館の委員会にも携わりながら公民館で活動してきたんですけども、将来的には、どういう形になるんだろうっていう不安があります。そのあたりを地域住民にももっと説明してもらいたいなという風に思います。本当に不安に思ってる人も結構いるので。だから、各地域への座談会というか、説明会みたいなのもありましたけれども、さっきアンケートの内容でもあったように、正直、本当にわかってない人がほとんどだと思うんですよ。正直我々も、こういう8人の中選ばれて、まじまじと見て、あ、確かにこんな話はあったなぐらいで、内容について知っている市民ってほとんどいないと思うんですよ。ですから、周知していく方法というか、周知をまずやらなきゃいけないのではないのかなという風に私は思うんですけど。

（前田委員長）

今の公民館の将来なくなるかどうかということ。僕自身が思うのは、その判断も含めて地域でおそらく話し合っていくのかなっていう風に思ったりするんですけど、そのあたりも含めて事務局からあればお願いします。

（●●委員）

唯一、住民自治組織として運営しているのですが、設立した時のいきさつはですね、当時、振興会組織がございまして、まあ、主に振興会っていうのは、県道の改修とか、人口減少対策をどうするかとか、産業をどうするかとかいう形で議員さんを中心に各集落の広報委員さんが活動してたわけです。それプラスして公民館もあったんですけども、公民館も、結局のところトップが違うだけです。委員さんが同じ人がついてたわけです。それと、人口減少もあって、なんとか、これも一本化しないとやる人もいなくなるじゃないかということもあって、たまたま、どうするかという興味があるときに、住民自治という話が来まして、そしたら、こういう組織にしていくのも1つの方法かなということで、1年間ずっと協議する中で、やろうっていうことにしたんですけども、今、15年経ってるんですけども、やはり、従来の公民館の行事というものは、当然、継続してやらないかっていうのがありますし、それプラス、活性化とか、地域環境とか、そういう部分にも力入れてやろうという計画も作っておりまして、それを実践しつつあったんですけど、なかなか皆さん忙しいのと、住民全員の方がついてきてくれないっていう部分がありますので、現在、旧の公民館の業務を中心に、活動する中で、プラス、さっき申し上げた振興会をやったようなことも少しやるというようにしてですね、その住民自治だから、新たにこんなことしてるとかいうことは、うちの地域

としてはありません。実際、各地域で導入するかしないかっていう時に、極端に変わっていくイメージが強いというイメージがあって、なかなか浸透しないんだなという気はしております。

(前田委員長)

ありがとうございます。まあ、そういうパターンもあるかなと思いますし、地区によって選択できるのかなという風に考えていますので、例えば、よその事例として、松山市は、14、15年前だったと思います。まちづくり協議会という制度を始めました。その時には、公民館と新しくできるまちづくり協議会がどういう関係なのか、相当、議論がありました。じゃあ、まちづくり協議会の中に公民館が入るのか、公民館の組織の中にまちづくり協議会が入るのかという位置づけのですね、地区の活動の強さによっても変わってきたりとかしててですね、一律こうしなさいっていうなことは言わないで、地域で話してくださいねということになりました。その分、また、随分、混乱をしててですね、今でも、ちょっと混乱してるところあるんですけど、上下の関係ではなくて、横並びのネットワークをイメージしてるんですけど、やっぱり地域としてはどうしても上下の関係にこう切り替えられてしまうため難しいでもあったりします。西予市のことを言うと、正式に去年の4月1日、センター化により公民館を廃止するっていうので、全部地域づくり活動としてセンターに変えますっていう話をしました。しかし、活動センターになったとしても、さっきの社会教育の部分はそのセンターが持ちますという話で、その公民館の関係で、公民感の中でできにくい部分を結局活動センターで分担してやっていきますという形があります。大きく言うと、地域での収益事業を、国、民間のやりにくいものをやれるような体制にしていきましょとか、あるいは、一律のこういった社会教育事業だけでは地域の差があるので、地域の個性や活動を生み出すためにということで、地域づくり組織をそういう役割としてそこに担ってもらいたいみたいな話で体制を作っていました。その後、制度を廃止しただけじゃなくて、実は、西予市でいうと地域づくり活動センターに原則4人の専従の人がいて、地域のことをこう考えてやっていきますみたいな体制にしてるんですね。だから、そういう意味では、いろんなこう選択肢があり、どれ選ぶかみたいなのは、迷ったこともあるかなって思っていますが、自分たちの地域は公民館活動をしていくのか、公民館活動を維持しながら別の名前にしていくのか、公民館としてちゃんとやっていきますということだってあるのかなと。そこは地域の選択っていうと、地域に丸投げするということではなく、一緒に色々相談にのりながら進めていくようなやり方があるのかなと思っています。事務局の代わりにこんなこと言っているのかという気はしますが、現状では、そんなもんなのかなという風に思ったりしてます。

(事務局)

委員長、ありがとうございます。まさに委員長がおっしゃってくださったところかな思っています。公民館は社会教育法に基づいて設置するもので、やっぱり器の部分も含めていろんな制約があると思っています。自治を推進するにあたって、自治活動した時の収益の部分っていうのは、活動する以上、必要などころでもありますし、また、それが、自由にできることが大切、例えば特産品みたいな開発をして、そこを重点的につくっていくことになった時に、公民館の施設を使ってっていうってなると、ちょっと利用目的が違いますよとか、そういうことも考えられますので、もっと自由に使えたりすることも必要になってきます。そういった意味では、その公民館は公民館とし

て事業としてはやっていく必要あると思いますけれども、そこに、違う形として、例えば自治センターみたいな位置付けにして、その中に公民館が入って、それから、さっき基本条例の中にもありましたように、あの住民自治組織が立ち上がった場合には、人的支援っていうのは、市の責任においてできるだけ努めてそういうことをしていくということになりますので、自治推進の職員、それから公民館職員とかとが混在して、そういう自治センター内で活動ができるっていうのが理想かなという風にも思っています。ただ、これも先ほど委員長さんおっしゃられたように、地域の方がどう捉えるかということにもなりますし、また、市も住民自治組織ができたから、市役所が今やってるサービスを全てお願いするというか、押し付けるようなことではなく、協働、共助の部分っていうのがありますので、そこを収益性っていうところを見ながらお願いできることっていうのは何かっていうのを市も事務を整理していく必要があるのかなという風に思っています。

(前田委員長)

そういった話もしていけないといけないかなと思うので、理解を得ながら共感、共有できればいいと思います。

(前田委員長)

実は、僕はちょっといろんなところの関わりがあってですね、あの西条市の小松というところが、そこが、地元地域の人たちが集まって、「小松立志隊」というグループ作って、いろんな活動をして、それは、双海町内で活動するまちづくり学校双海人のような組織が立ち上がって、ずっと活動してきているんですけど、そこが、市がパートナーシップ制度を作って、住民自治組織として認めていくとそこに対して財政的支援をしますみたいなものがあるんですね。そこでは、やりたいことをやるメンバーが集まって、そのパートナーシップ制に名乗りを上げて、名乗り上げたからには地域の支持を得ないといえないといけませんので、地域のいろんな団体の人たちと座談会を4回ぐらい開いて、今度、21日に、じゃあそのパートナーシップ制度を受けてやるかどうか、地域での話し合いの会があったりするんですね。そこで、市とパートナーシップの契約結んで、今後、進めていきますというがスタートするような予定で今動いていたりします。多様な人の意見を聞きながら、そういう人たちと一緒に進んでくれるようなやり方をしたいみたいな話もあり、その時に、地元にある小松高校とか丹原高校とか高校生がすごくなんか入ってきて、地域の人たちの意見をまとめ、緩衝材じゃないですけど、若い人たちがそういうことちゃんと言ってるんでは、いろんな人を聞く耳ができるみたいなところがあってですね、そのやり方をこうしているところもあります。住民自治の立ち上げについては、いろんなパターンがあって、それぞれの地区で、できること、できないことがあるかなと、その辺は、任せるのではなくて、いろんな相談しながら、ここはこういう形でいいですよ、みたいなことを生み出していくような、応援しあうみたいなことをやりながらやっていけないといけないのかなっていうのは思ったりします。そういう意味では、例えば、自治体のアドバイザー制度みたいなものを作ってですね、地域にそういう人材を派遣して、少し地域の意見をまとめていくようなことを取り組んだりして、そういうものを今回の条例の中に盛り込みながらやっていくような形があるとどんどん進んでいくんじゃないかなと思います。人材というか、地域には課題がたくさんあって、活動してる人はいるんだけど、なんかそこ、1つ1つじゃなくてまと

めていくようなアクションを応援していくような仕組みを持ち込んでやっていきましょうねとか、そういうのも、既に入ってるかもしれないですけど、前に向かって進んでいけるような形にこう変えていくみたいなことがですね、こういう形にしましょうというのを考えられればいいかと思います。伊予市では、審議をしながら市民の人たちに意見聞いてという形になると思うんですけど、誰かが決めるんじゃないくて、みんなで話しながら決めていくようなこの仕組みがこう今回見えたらいかなという風に思ったりもしています。そういう議論をやっていたらいいかなというのは、私は思ったりしているのですが、武内副委員長、何かございますか。

(武内副委員長)

今更ではあるんですけど、昨年度、伊予市の広報でも募集して、先ほど言われたあの団体の募集を行っていると思うんですね。その時に、補助対象も、1年、2年目、3年目というグループを決めて募集したかとは思いますが、その結果は今どうなってるか教えてもらえますか。

(事務局)

失礼いたします。副委員長がおっしゃられた制度としまして、伊予市ががんばる地域コミュニティ応援事業の補助金制度というのを、令和4年度からスタートさせていただいております。今年度につきましては、ちょうど昨日、採択団体の交流会の方を開催させていただいたんですけども、現在、7団体を採択させていただいております、その団体さんの、交流会があったんですけども、現在、その7団体を中心にですね、それぞれの、テーマごとに活動の幅を広げるところです。7団体以外にも、その団体同士の繋がりであったり、新たなチームであったり、その人との繋がりっていうのは加速的に広まっているところになってるかなっていう風に考えております。今までの地縁型のコミュニティだけではなく、色々な世代ごとのテーマを中心としたコミュニティというのもどんどん広がっていったらいいかなっていうところで、事務局としても期待はしております。その辺り、もう少し行政としても色々と支援をしながらですね、進めていけたらなという風には考えております。

(武内副委員長)

団体名と活動内容だけでも教えてもらえますか。

(事務局)

採択団体としましては、順番にフラワーピクニック実行委員会という団体が五色姫海浜公園フラダンスで活動している取り組みとしてフラを中心に伊予市を盛り上げたいという活動、夕照拓道を活用した桜景色づくりの会という団体は、双海町の大久保地区というのが、昔からその棚田で、景観としても有名な地域なんですけども、なかなか高齢化によって棚田の維持、保存なんかもできませんので、この場所に桜を植えて、もう1度、棚田の復興やその地域の住民の方のその生きがい作りたいという団体、双藍（そうあい）という団体で藍を中心にですね、活動、PRしながら、休耕地であったり耕作放棄地の対策にも力を入れていきたいというような団体。あとは、TEAM とりのきという団体は、鳥の木の地域になるんですけども、以前から住んでいるあの高齢者から若い世代までが一

緒になってその地域を盛り上げていきたい。夏祭りを中心に、地域ぐるみで集落の活性化をしていきたいというような団体。他に E4 プラットホームという団体なんですけれども、こちらは、伊予市と愛媛県の食を資源としてインドネシアと文化の交流なんかもしておりますので、新たな国際交流の目線で活動を広げていきたいというような団体。地域新聞みあきという団体、こちらにつきましては、三秋地区を中心に、三秋地域の活性化イベントの開催であったり、世代を超えた地域の魅力発信っていうところをしている団体になります。7 団体目がいよあかりという団体、こちらは、活動拠点としましては上吾川地区が中心になるんですけども、近年、問題になっております放置竹林であったり、雑木の課題をテーマに、竹を使った竹灯籠をつくったりして市内問わず PR しながら、最近では、いろんな施設のイベントなんかにも出向いて子どもたちなんかにも魅力を発信する活動をしている団体になります。活動地域もバラバラですし、団体同士の繋がりもかなり生まれてきておりますので、そういったことを、もう少し広げていけると面白い取り組みに繋がっていくかなと考えております。

(前田委員長)

ありがとうございます。そういう活動団体を地縁だけでなく、さっきのテーマ型の件も含めていろんなこうとこがうまく、一緒に交流していくようなことができると、昨日の交流会の場は僕も参加しましたが、いろんな団体が横に繋がるきっかけみたいなのができてくるのではないかと思います。昨日の交流会では、そのいよあかりの取組みを JICA (海外協力隊) のメンバーも参加されていて、インドネシアでやってみたいというような話もでていた。

(武内副委員長)

別用があるため、先に失礼させていただきます。(武内副委員長退席)

(事務局)

ありがとうございました。

(前田委員長)

…というような場があったりするとですね、議論する場というか、情報共有する場があるといろんなものが生まれていきやすくなっているのは思ったりしました。なので、そういう機会をいかにこう増やしていくのかっていうところがこれからの大きな役割なのかなという風に思ったりもしています。

(前田委員長)

委員の皆さん、今後、一緒にこの委員会でやっていくことに対しての質問とかですね、含めてもし疑問に思われることがあれば、出していただければと思うんですがよろしいですか。特になければ本日予定された件はこれで終わりになるんですけど、事務局の方に返しても大丈夫でしょうか。しゃべられていない方に聞いてみたいと思います。

(●●委員)

失礼いたします。先ほど、昨日の交流会のことを話されたんですけど、私も参加をしました。そこで、皆さんの色々な団体のお話を聞いたり、皆さんが互いにつながっている、色々協力して何かをやっているというのを聞きました。そして、私自身もあの本の活動しておりますので、特に地域というものでもなく、本というテーマで色々広がっているので、なおさら、去年行った百冊物語という冊子を作成する事業では公民館と協力しましたので、そこでは地域というところでも活動をしました。ですので、前田委員長が言われた地域、地縁とテーマが錯綜するということに納得いたしました。是非、そういう風になっていけばいいなと思います。

(前田委員長)

ありがとうございます。ぜひそういう環境づくりができていけばいいなと思います。●●委員さんいかがでしょうか。

(●●委員)

すいません。私もちょっとポイントがずれているかもしれませんが、今日の資料をいただいて、やっぱりいろんな意見が出てるんだというのはわかりました。それを知らなかったものでずれた質問をしてしまったんですけど、確かにこれで見るとやっぱり出どころが、ということも1つ大きな問題になるんだと思いました。もう1つは、子ども目線、老人目線で、今後、どうやってあの子どもとか老人をこの地域でどうやってこう団体として考えていくか、みなさんがどういう市政をやっていくのかなというのが非常に楽しみになってきたところです。

(前田委員長)

はい、ありがとうございます。●●委員。

(●●委員)

ずっと考えていて、下灘地区に住んでおまして、下灘小学校区、小学校単位でできる住民自治組織っていうの考えていて、これできそうだなっていう考えを思いついたんですよ。それはちょっと話すと多分なくなるので、4月ですか、次の時にはもうちょっとまとめてお話したいなと思って、多分うまくできるなっていうのを思いついたんです。

(前田委員長)

次回、楽しみにしています。●●委員さん。

(●●委員)

せっかくなので活動の紹介をさせていただきます。去年ですね、我々、手話サークルをやってきました、それで、「えんを見る会」という会がありまして、ろう者と聴者が合同になって紙芝居を作って、それに動画を付けてDVD化したものです。これは伊予市の民話を4冊入れてます(現物紹介)。せっかく作ったのでこれを各小学校、中学校は学校に、幼稚園には全部配布して見てもらうように

しています。音声には、●●委員や●●委員にもご協力いただいています。せっかくなんで、もし見たいなっていう人がおりましたら、図書館とか、社協とかにも置いてますので、ぜひ、見てほしいなと思ってます。

(前田委員長)

はい、ありがとうございます。●●委員さん。

(●●委員)

ずっと緊張していて、まだ真っ白なんですけれども、自分たちの会についてお話ししたいと思いますが、地域を元気にしたいということで立ち上げたんですが、なかなかうまくいかないということもあったりして、地域の中で何をすべきかということで、元気になるためには、子供たちを大切にしようということで、若い人の力を借りて、それで、力を借りて JAXA のあの宇宙開発機構の力をいただいて、子供たちに宇宙にもっと興味を持ってもらおうということで、年に 4 回ぐらいいろいろな教材を子供たちにしています。その中で、子供が、すごい興味を持ってくれて、次に参加してくれた時に、惑星を全部言ってくれたり、いろんな質問をしてくれたりすることがとても楽しみになって、頑張ってるんですが、それと、もう 1 つは、団体の運営費のことも色々あります。私たちは、お金ということ、自分たちで少しずつ会費を払って、みんなの元気になるために、自分も元気になるためにしてるんですけれども、なかなか難しいところもあったりもします。それと、年寄りの集まりになってしまってるので、今、活動してる人が、もっと若い人にも関わっていただき、これから指導してくれる人っていうのも欲しいと思っています。そのためには、いろんなところに繋がって、こういうことをしてますよっていうことをもっと発信をして、協力を求めたいなというところがあります。公民館の役員も結局、私たち十彩会の役員なんです。公民館の力を借りながらやっついて、公民館という言葉を出すと、わりと協力してくれるので力を借りながら頑張ってるっていうところなんです。

(前田委員長)

ありがとうございます。ぜひ、さっきのがんばる地域コミュニティ応援事業にも応募していただき、いっしょにやれたらいいなあと思います。●●委員さん。

(●●委員)

住民自治されだにも 15 年経っておりまして、色々、見直さなければならない時期になっております。今回、せっかく委員をさせてもらうということになりましたので、また、皆さんのご意見を聞きながら、持ち帰って、また活動していきたいなと思っていますのでよろしくお願いします。

(前田委員長)

よろしくお願いします。●●委員さんの住民自治組織については、話題になることが多いかもしれませんが。ぜひ、いろんな情報を出していただきながら進めていけたらいいなと思います。

(前田委員長)

みなさんありがとうございました。これからも忌憚のない意見を出してもらいながらこの委員会を進めていけたらいいかなという風に思っております。それでは、司会を事務局にお返ししたいなと思います。皆さん、貴重なご意見いただきまして、円滑な進行に協力いただきありがとうございます。時間をちょっとオーバーしてしまいました。一旦、これで私の役割を終えたいと思います。皆さん、大変ご協力ありがとうございました。

(事務局)

前田委員長、議事進行ありがとうございました。委員の皆様におかれましても、月曜日の朝の早い時間帯からご出席いただきまして、活発な意見をだしていただき大変ありがとうございました。本日は第1回目の開催ということで、事務局の方からは、条例の概要等、簡単な説明ではございましたけれども、今回、大枠をご理解いただけたようであれば幸いです。先ほどお伝えさせていただきましたけれども、今後の予定としまして、年度明けの4月、5月を目処に第2回目の会を開催させていただけたらと思っております。その後、できるだけ期間を空けずに数回、委員会を開きながらですね、今年の12月頃に答申ができるような準備を進めていけたらなという風に考えております。今期、委員の皆様におかれましては、プレイヤーでもありますし、色々と地域の地縁であったり、テーマ、色々あるかと思うんですけども、鍵となる、あの皆さん、宝である人たちかなという風に思っております。ぜひ、皆様ですね、活発なご意見等を頂戴しながらより良いものにしていきたいなという風に考えておりますので、引き続き、ご協力のほどよろしく願いいたします。改めまして、本日はお集まりいただきまして、ありがとうございました。以上をもちまして、第1回目の伊予市参画推進協議会の方を終了させていただきます。本日は大変お疲れ様でした。

(全員)

ありがとうございました。

委員会終了